

No.	質問	回答
1	新規投資額の下限値はいくらなのか。	120億円です。
2	生産能力の下限値はいくらなのか。	年産20万トンです。
3	事業適応期間中に達成すべき付加価値率の下限値はいくらなのか。	事業適応計画終了年度における付加価値率が10%を上回る必要があります。
4	「安定的な生産活動が行われるための取組の方針」には、どのような事項を記載するべきか。	鉄鋼の生産にあたって必要となる原料の種類・調達量・調達先、国内資源の積極的な活用についての方針、継続的な投資・人材の確保に向けた経営資源の配分など、安定的な生産活動を行うための取組について記載してください。
5	「生産、使用及び廃棄をする段階における二酸化炭素排出量の削減量」及び当該削減量の更なる拡大に向けた取組の方針には、どのような事項を記載するべきか。	従来の高炉・転炉を用いた製造プロセスに比して、電炉転換後の粗鋼生産あたりのエネルギー起源二酸化炭素排出量の削減率が50%以上であることを確認のうえ、当該内容を事業適応計画の認定申請書に事業年度毎に記載してください。 また、合わせて、排出削減の目標達成に向けて、今後の具体的な取組実施の予定など、方針を示しください。
6	経済波及効果の指標について、エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に関する指標はどのように報告すれば良いのか。	当該事業年度の二酸化炭素排出削減比率（従来の高炉・転炉を用いた製造プロセスに比した、電炉転換後のプロセスの二酸化炭素排出削減率）を記載いただくとともに、その根拠資料を提出してください。また、当該事業年度の実績が目標を下回った場合には、その目標数値の達成に向けた翌事業年度以後の取組に関する方針を示してください。翌事業年度において、示された方針に基づき取組が履行されているかを改めて確認します。
7	課税の特例の確認申請における「生産活動の安定化に向けた取組の方針」では、何を報告すれば良いのか。	事業適応計画の認定申請で提出した安定化に向けた取組の実施状況を報告してください。
8	課税の特例の確認申請における「産業競争力基盤強化商品の生産、使用及び廃棄する段階における二酸化炭素排出量の排出削減に向けた取組」では、何を報告すれば良いのか。	No. 6の回答に記載の二酸化炭素排出削減比率について、当該事業年度の実績値と、当該削減比率の更なる拡大に向けた取組の方向性を記載してください。
9	その他の報告すべき事項では何を報告すれば良いのか。	二酸化炭素排出削減に向けた取組と生産活動の安定化に向けた取組の他、鉄鋼の需要家含めサプライチェーンを通じた付加価値訴求に関する取組など、認定事業適応計画に記載した取組の実施状況に加え、当該事業年度における事業所の付加価値額及び付加価値率の実績値を記載とともに、それらの根拠資料を提出してください。
10	グリーンスチールと他の製品が混合した製品を販売した場合、販売数量はどのように申請すれば良いか。	本制度の適用対象となるのは、「高炉又は転炉を使用した鉄鋼の製造工程から電気炉を使用した鉄鋼の製造工程へ転換する場合における、その電気炉を使用して製造される」鉄鋼であるため、この条件を満たす鉄鋼の販売数量を報告する必要があります。